

久慈市で看護師を目指す方を応援します

看護師養成奨学資金

久慈市では、将来、市内の医療施設において、看護師として勤務する意思のある方に対し、奨学資金の貸し付けを行っています。

奨学資金の貸し付けにより看護師を目指す方の夢の実現をバックアップし、地域に貢献する優秀な看護師の育成・確保を目的としています。



募集人員

2名

応募条件

- 令和6年4月現在、大学、看護学校に在学している学生（入学予定者を含む）で、将来、市内の医療施設に勤務する意思のある方
- 就業において制約がある他の奨学金の貸付を受けていないこと
- 本人または保護者が市内に住所を有していること
- 保証人2人を立てられること

募集期間

令和6年2月14日（水）～令和6年3月19日（火）

選考方法

面接及び書類審査（※面接日：令和6年3月26日（火））



貸付金額

月額80,000円を上限として、10,000円単位で希望する額
※貸付は卒業する月までの間、正規の修学年限を越えない期間、毎月貸し付けます。

貸付利率

無利子

償還免除

看護師養成学校を卒業し、看護師免許を取得後、市内医療施設に看護師として所定の期間在職した場合等は、償還の免除が受けられます。

応募方法

貸付申請書に必要書類を添えて、市保健推進課へお申し込みください。（郵送可）
※申請書等の必要書類はHPからダウンロードできるほか、元気の泉でも配布します。

[問合せ先・提出先] 〒028-0014 岩手県久慈市旭町8-100-1（元気の泉）
久慈市 生活福祉部 保健推進課 管理予防係
電話：0194-61-3315 FAX：0194-52-3197



久慈市ホームページへはコチラから ⇒⇒⇒



看護師養成奨学資金貸付事業Q&A

Q1. 返還が免除となる医療施設とはどのような施設ですか？

A1. 次に掲げる市内の施設等になります。※公営・民営は問いません

- ・病院、診療所…（医療法第1条の5第1項または第2項規定施設）
- ・児童福祉施設…（児童福祉法第7条第1項該当施設）
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム…（老人福祉法第20条の4または同法第20条の5規定施設）
- ・介護老人保健施設…（介護保険法第8条第27項規定施設）
- ・居宅サービス事業を行う事業所…（介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項規定施設）
- ・介護予防サービス事業を行う事業所
…（介護保険法第53条第1項本文の指定に係る 同法第8条の2第1項規定施設）
- ・障害者支援施設…（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項規定施設）

Q2. 看護学校では看護師の他に保健師の免許も取得したいと思っていますが、保健師として就業した場合はどうなりますか？

A2. 保健師免許の取得は可能ですが、当該奨学金は看護師に限定した貸付です。看護師として市内で業務に従事しない場合は、償還していただくことになります。

Q3. 貸付金額が8万円の場合と1万円の場合と、償還免除のための従事年数は同じですか？

A3. 貸付金額に関わらず、貸付けを受けた年数に相当する期間の従事が必要になります。

Q4. 貸付金を償還する場合は一括返済しないといけませんか？

A4. 貸付を受けた期間の2倍の期間内に、月賦・半年賦・年賦のいずれかで償還していただきます。
なお、繰上償還することも可能です。

※ この奨学資金は、地域に貢献する優秀な看護師の育成・確保が目的の事業です。

よって将来、市内医療施設で看護師として勤務したいという強い希望のある方の申し込みをお願いするものです。そのための誓約書も提出していただくことになっています。

Q5. 看護学校卒業後に進学する場合、すぐに償還しなければなりませんか？

A5. 看護師としての知識・技術向上のための進学は償還猶予の要件となります。新たな進学先の卒業後に市内医療施設での勤務をお願いいたします。

なお、返還の猶予の要件には次のものがあります。

- ・大学等の研究室、その他の医学に関する研究機関において研究するとき
- ・災害、病気、負傷、その他やむを得ない理由があるとき